

頑張る事業者応援強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年3月～6月の売上が著しく減少しているもののうち、国の「持続化給付金」の支給対象外となる町内の企業や事業者に対し、事業継続に必要な給付金を交付します。

1 交付対象事業者（次の(1)～(3)のいずれにも該当するもの）

- (1) 町内に主たる事務所又は事業拠点を有し、町内に本店所在地を登記している中小企業、小規模事業者または町内に住民票を置く個人事業者
- (2) (1)の事業者で令和2年3月から6月までの平均売上が、前年同期間と比較して20%以上、かつ20万円以上、売上が減少しているもの
(ただし、国の持続化給付金の対象者となる場合を除く)

※ 令和元年4月～令和2年3月に創業している企業、事業者は特例があります。①令和元年4月～12月までに創業している場合は、令和元年の平均売上と令和2年3月～6月の平均売上を比較してください。

②令和2年1月～3月までに創業している場合は、令和2年1月～3月の平均売上と令和2年3月～6月の平均売上を比較してください。

(3) 「新北海道スタイル」に取り組んでいる事業者

- ① 「新北海道スタイル」のチラシを事業所内の見える場所に掲示すること。
- ② 「新北海道スタイル」のうち、1つ以上に取り組んでいること。

2 交付金額 一事業者あたり 20万円（月平均20万円以上30万円未満売上が減少）
50万円（月平均30万円以上売上が減少）

3 提出書類

- (1) 頑張る事業者応援強化事業給付金交付申請書（様式1号）
- (2) 令和元年分（法人は前事業年度）の確定申告書類
 - ・法人：確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書(両面)の控え
 - ・個人：確定申告書第一表の控え、青色申告の場合は青色申告決算書（両面2枚）

の控え、白色申告の場合は収支内訳書（両面）の控え

※確定申告書の控えには收受日付印が押されていること

- (4) 令和2年3月～6月の事業収入額を示した帳簿等
- (5) 新北海道スタイルに取り組んでいることを確認できるもの（写真）
- (6) 振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

※ 「頑張る事業者応援事業給付金」及び「飲食店・ホテル等緊急支援事業」を受けている場合は、

収入月に給付金を売上として計上してください。

4 支給時期

申請受付後、2週間程度を予定しています。（提出書類の不備がない場合）

入金日は交付決定後に申請者に送付する「交付決定通知書」でご確認ください。

5 申請先

新型コロナウイルス感染予防のため、可能な限り郵送による提出をお願いします。

【郵送先】〒089-0692 幕別町本町130番地1 幕別町経済部商工観光課

【窓口提出】役場2階商工観光課、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所

6 お問い合わせ、申請書請求先

幕別町経済部商工観光課 電話 0155-54-6606 【平日8:45～17:30】

申請書は幕別町ホームページからダウンロードすることができます。

役場職員をかたる詐欺にご注意ください。

職員が、訪問し通帳や重要書類をお預かりしたり、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。

パークゴルフとナウマン象のまち **幕別町**

